

平成29年第1回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成29年 2月28日(火) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第 1号 専決処分について(史跡耳取遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について)

議第 2号 見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3号 見附市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4号 見附市通学路安全推進連絡協議会設置要綱の制定について

議第 5号 見附市一時保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 6号 平成29年度一般会計予算案(教育関係)に関する意見の聴取について

議第 7号 平成28年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案について

議第 8号 教職員(管理職)人事の内申について

○出席者(5名)

教 育 長 長 谷 川 浩 司

委 員 小 林 弘 武

委 員 武 田 一 夫

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長	土田浩司
教育総務課長	吉原雅之
学校教育課長	阿部佳介
まちづくり課長	岡村守家
教育総務課長補佐	早川洋介
学校教育課長補佐	糀谷正夫
こども課長補佐	森澤祐子
臨時職員	後藤直子

14時00分開会

教 育 長

只今より、平成29年第1回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席委員5人全員でございます。

教 育 長

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋藤委員を指名します。

教 育 長

日程第2報告事項

報告1 小・中・特別支援学校卒業式への臨席について

報告2 学校給食センター建設について

教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

今年度の卒業式ですが、小学校と特別支援学校の小学部・中学部が3月24日、中学校が3月3日、特別支援学校の高等部が3月17日に卒業式を行います。資料をご覧ください。今年度も市長、副市長、教育長、教育委員、3課の課長で出席者を割り当てさせていただきました。当日はよろしくお願いたします。

報告事項2の学校給食センター建設についてであります。お手元の資料をご覧ください。現在の給食センターは昭和54年度に建設され、築37年を経過しています。この改築に向けて、昨年度設計を行った結果、建設費で約18億6,400万円という多額な試算が示されました。従来の給食センターの1日当たりの稼働時間は約5時間と短いため、設計を大幅に見直し、この稼働していない時間を民間事業者の有料で貸し付けるなどして、市の財政負担を軽減しようというものです。このために建設事業を1年先送りし、全国でも初となる公民連携による給食センターの建設を行うこととしました。

公民連携を行う上で行った設計見直しの内容についてご説明します。当初設計との比較表をご覧ください。昨年度設計した段階では、通常の学校給食のみを調理する場合の建設費は18億6,400万円でした。修正設計のポイントとして、まず、建設費削減のため、圧縮可能な部分、設備の見直しを行いました。また、民間の食品製造を行う上で必要な冷却施設等の整備費の増額を行いました。この結果、差し引き4,440万円の増額となりました。

なお、新給食センターの稼働により、現在3校で実施している自校調理方式は廃止し、市内小中特別支援学校すべてセンター調理方式となることから、運用開始後の1食あたりの給食費は、小学校が280円、中学校が324円となります。また、特別支援学校は小学部が280円、中学部及び高等部は中学生よりもカロリーを抑えて310円といたします。

裏面をご覧ください。公民連携で民間事業者を使用させる場合の料金の算出についてご説明します。算定票をご覧ください。建設事業費19億840万円のうち、時間を区切って給食調理と兼用で使用する部分15億8,010万円と、食品業者の製造工程で冷却や盛付に必要な業者専用部分3億2,830万円に分け、それぞれの年間使用料を算定した結果、合計の年間使用料を4,030万円といたしました。

条件としては、給食調理を最優先とし、民間業者は空き時間を利用して調理を行うこと。給食調理と施設の有効利用を行う業者は同一業者であること。また、使用料の契約期間は9年とすることとしました。理由は、年間使用料4,030万円の9年分が業者専用部分の建設費3億2,830万円の相当額以上となることから、確実な徴収を担保するためでございます。また、使用料の徴収方法として、業者兼用部分は施設使用料、業者専用部分は賃貸借契約により徴収することといたします。光熱水費については、業者が給食以外で使用する分を使用料として実費徴収します。

次に、この計画による財政面の効果についてご説明します。本事業に関しましては国から1億8,740万円の交付金が決定しています。建設費の借入れを行い、25年で償還する計画で試算すると、市の実質負担額は17億2,942万6,000円となります。この間、民間事業者からの使用料等の収入が約10億円見込まれるため、大きな負担軽減につながります。

最後に、事業スケジュールについてですが、市議会3月議会で予算承認ののち、4月下旬に工事入札、10月に提案方式のプレゼンにより給食調理と有効利用の両方を行う事業者を決定します。平成30年3月に工事完了し、その後、備品搬入、試験運転、調理研修期間を経て、平成30年8月下旬の2学期から給食調理業務を開始する予定です。

教 育 長

只今の二つの報告説明に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

給食センターの事業者の条件で、給食調理と施設の有効利用を行う業者は同一業者である、とありますが、給食調理も自分たちの商売もするという事なのでしょうが、具体的にはどのような仕事をされる業者になるのでしょうか。

教育総務課長

給食はもちろん学校給食を作ってもらいます。こちらの栄養士の指導の元で学校給食の調理を行える業者。そしてこの施設の空き時間を利用し自分たちの事業を行える事業者。ただし、年間約4,000万円程度の使用料等をいただくわけなので、それ相当の事業者になろうかとは思いますが、業種は限定しませんが、食品業者になろうかと思えます。

齋 藤 委 員

そんなにうまい話があるのかと思うのですが、単純に言えば、午後に戻ってきた食器の洗浄が終わってから、自分たちの営業の為の調理を始めるわけですね。

教育総務課長

給食の調理、後片付けを含めても5時間程で終わりますので、午後の時間帯は使えます。あと、土日、夏休み等はフルに使う事が出来ます。また給食は年間約200日程度ですので、その空き時間を利用してもらえばと考えています。しかし幾つかの業者さんの話を聞きましたら、調理後に急速に冷やす施設が必要であることがわかり、給食には直接関係ない民間専用部分を増設する事により、参入があるのではないかと考えています。

利用料については年間約4,000万円ですが、通常この給食センターを作

った場合、年間利用料の相場は1億円を超えるとのことですが有効利用の観点から4,000万円といたしました。この辺は今後の手上げの状況等や、委託の業務形態を見ながら業者と協議していきたいと考えております。

齋藤委員

そういう事ができる業者とはどのような業者なのですか。

給食を作って、その後にたとえば冷凍食品もしくは、弁当を作ったりですか。

お弁当屋さんのようなところではなくてですか。

教育総務課長

弁当屋とか、惣菜屋です。弁当は容器を回収して洗浄しなくてはならないという事になると、洗浄の為の設備が莫大な金額になりますので、そこまでは無理ですので、使い捨ての容器を使用する弁当になります。冷蔵庫も備えてありますので、使う事はできますが、急速冷凍が出来るような設備はありませんので、冷凍食品ではなくて使い捨ての容器を使った弁当や惣菜を作る業者になるのではないかと思います。

齋藤委員

来年の10月迄にはそういう業者が見つかるという事ですね。

教育総務課長

6月から7月頃には募集をかけますので、手上げがあると考えています。

齋藤委員

見つからなかった時はどうするのですか。

教育総務課長

その場合は、工事は着手していますので、工事を止めてでも設計変更をし、大幅に設備部分を減らさなくてはなりません。全国初の公民連携の給食センターではなく、普通の給食センターになります。

文科省も公民連携の給食センターは考えてもみななかったという事で、文科省と色々やり取りがあったのですが、交付金が満額決定しましたのでこのやり方に理解を示してもらったと思います。

齋藤委員

もうひとつ、食材が流用されるのではという心配があるのですが。

教育総務課長

そこはしっかり管理していきます。

この建物の中に、職員も栄養士も常駐しますし、食材の調達はこちらで行いますので、しっかり管理できると思います。また食材はふんだんにありますから大丈夫だと思います。

教育長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教育長

日程第3議第1号専決処分について（史跡耳取遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について）を議題といたします。教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

1ページをご覧ください。

専決第1号史跡耳取遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱の制定についてご説明します。2ページをお願いします。昨年度国史跡に指定された耳取遺跡について、今後の整備計画を策定するため、学識者や市民、関係団体等で構成

する委員会を設置するため、2月17日付で専決いたしましたので、教育委員会の承認をお願いするものです。条項をご説明します。第1条では設置の目的、第2条は所掌事務を教育委員会が行う旨を定めています。第3条に委員会の期間として、保存活用計画は平成29年度中に策定する予定ですので平成30年3月31日までと決めました。第4条では委員8名程度の委嘱を決めました。予定では、縄文分野の学識者のほか、自然体験活動、屋外施設の整備や管理に知見を有する方、地元北谷南部北部のコミュニティ代表、南中学校長、公募による市民といったメンバーを考えています。第5条で委員の任期、第6条で委員長を定め、第7条で会議の招集等、第8条は秘密保持、第9条で教育総務課を事務局と決めました。付則においてこの要綱は公布の日から施行する旨を定めています。3月12日に第1回の委員会を開催予定のため、準備の必要性から2月17日に専決し、交付しました。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案を原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に議第2号見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第3号見附市奨学金貸付条例の一部を改正す

る条例の制定について、を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

本案改正の理由でございますが、新年度の新規事業として、中学校に部活動顧問を派遣し、教員の負担軽減を図ることを目的として行う予定の「中学校部活動外部顧問派遣事業」に係る条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、原則1中学校に1名、土曜日または日曜日に単独で部活動指導や大会引率・監督ができる部活動顧問を、非常勤特別職として市教委が委嘱し、教員に代わって指導できるよう条例の一部改正をお願いするものでございます。

続いて、改正条文についてご説明いたします。

別表第1において、部活動顧問の項目を新たに設け、その報酬額を予算の範囲内で市長の定める額としてこれを明示いたします。また、別表第2、備考の項中、市内移動にかかる費用弁償を支給しない職員に部活動顧問を加えるものでございます。

附則におきまして、本条例の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

続きまして、「見附市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

本案改正の理由でございますが、国や県及び近隣市町村の制度との比較検討をし、奨学生の負担軽減をいっそう図るため、現行の条例では返還期間を貸付を受けた期間の2倍としていたものを、返還期間を2.5倍に延長するために、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正条文についてご説明いたします。

返還義務を定めている第10条で、返還期間を貸付を受けた期間の2倍とし

ていたものを、返還期間を2.5倍に改めるものであります。

附則におきまして、本条例の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。また、経過措置として、条例の施行日以後に奨学金返還を開始する者について適用し、同日前に奨学金返還を開始していた者については、従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

小 林 委 員

議第2号についてですが、具体的には部活動顧問はどのように採られる予定ですか。

学校教育課長

部活顧問の人材は、部活動顧問の経験のある教員OB、それ以外では、市のスポーツ協会を通じて、それぞれの種目に秀でている優秀な指導者を紹介して頂き、部活動顧問の委嘱をお願いしていきたいと考えています。

小 林 委 員

4月からスタートできるのですか。

学校教育課長

この事業を計画するにあたり4中学校の校長先生に、どのような種目の指導者が必要になるか見込を聞いており、現段階ではある程度の目星を付けさせて頂いております。これから4月から始められるように、早急に準備をしていきたいと思っております。

教 育 長

他にございませんか。

では、議第3号についてご質問はございませんか。

齋藤委員

奨学生とは4年生大学、短大、専門学校という事ですか。

学校教育課長

はいそうです。

齋藤委員

他の市町村は2.5倍なのですか。

学校教育課長

国おきましては20年以内、県は15年以内、近隣市町村は10年以内です。

見附市においては8年以内という事ですので、少しでも負担が減らせるように期間を延長したいというところであります。

齋藤委員

この奨学金の返済が社会問題になっていますが、3倍ではなく、2.5倍にしたのはなぜでしょうか。将来的には3倍にする見通しの中で、今回2.5倍なのですか。

学校教育課長

まずは、他市町村と足並みをそろえたいという事で2.5倍にしましたが、国、県、他市町村の状況も変わっていく可能性がありますので、その変化のなかで2.5倍を変更するかというのは今後の検討課題になると思います。

齋藤委員

ちなみに現在は何人位いるのですか。

学校教育課長

継続で14名、今年度は8名、平成29年度は最大15名のところ、前期募集で10名の申込みがあります。

武田委員

奨学金は条件があるのですか。

学校教育課長

まずは世帯の収入に関係した基準、学校の成績についても条件があります。

教育長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

なお本2案は条例の一部改正ですので、市議会に提出する事といたします。

教育長

次に議第4号見附市通学路安全推進連絡協議会設置要綱の制定について、
を議題とします。教育総務課長に説明を求めます

教育総務課長

6ページをご覧ください。

10ページをご覧ください。議第4号見附市通学路安全推進連絡協議会設置
要綱の制定についてご説明します。

市では、平成28年3月に、通学路点検を効果的に進める仕組みとして「見
附市通学路安全プログラム」を策定しました。その中で、関係機関が相互に連

絡と協力しながら安全対策を推進するための協議会の設置が定められています。本議案はその協議会の設置要綱の制定であります。条文をご説明します。第1条では設置の目的、第2条に所掌する事務を定めています。第3条に委員構成として、道路管理者、警察関係者、小学校関係者、市民代表を定め、併せて委員の数を25人以内と決めました。第4条に委員の任期を、第5条には教育総務課長を議長とする旨を定めています。付則におきまして、この要綱は公布の日から施行する旨を定めています。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

齋 藤 委 員

通学路の問題は広くて細かく、地域に密着した問題ではないかと思うのですが、これは小学校区ごとではなくて、見附市全体で一つの協議会をもつということなのですか。

教育総務課長

はいそうです。

齋 藤 委 員

そうしますと、第3条の(3)小学校の職員(4)小学校のPTA関係者(5)市民の代表の地域ごとのバランスはどのようになっているのでしょうか。

教育総務課長

委員につきましては、春先に通学路の一斉点検を小学校で行い、それに基づき役所の中で構成されている交通問題対策協議会で審議され、問題のある箇所が上がってきます。今年ですと4、5箇所ですが、そこに該当する学区の関係者の方を選任します。ですので、毎年委員のメンバーは変わってきます。今年

であれば4学区位でしたので、その学区の校長先生や関係者の方々に協議して頂くという事になります。

齋藤委員

では各地域から上がってきた課題を検討したうえで、その学校の職員、PTA、地域の方を選定しこの協議会を開催するという事ですね。

教育総務課長

はいそうです。

箇所が決められていますので、その箇所の関係者で構成されます。具体的にこの整備をいつ行うか、国道だったり、県道、市道だったりしますので道路管理者を交えた中でいつ、どのように行えば安全を保たれるか、を協議していきます。

齋藤委員

背景には、車が集団登校の列に突っ込んだりという事故があるのですね。

教育総務課長

発端はそういうところです。

齋藤委員

冬場にはまた夏場以上の問題がありますが、そういった事にも対応していくのですか。

教育総務課

冬場の問題はここに直接上がっては来ないかもしれませんが、あまりにも問題があるという事になれば対応します。

実際に今年度除雪の要望がありました。見附小学校区の細越坂で、55、6名程の児童が登下校で通る細い階段が、雪が積もり通れない為遠回りをしなくてはいけないとの事で、ボランティアで対応して頂いておりました。しかしその

方がご高齢になりできなくなった為、教育委員会でシルバー人材センターに除雪の委託をしました。このように冬期間は臨時的な対応になるかと思いますが、対応してきたいと思います。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第5号見附市一時保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

議第5号 見附市一時保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

要綱改正の内容ですが、第3条で規定している補助対象事業は、国の実施要綱に基づく事業を根拠としておりますが、その要綱が改正されましたので、改正後の平成27年7月17日付通知の要綱に改めるものであります。

附則におきまして、この要綱を、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第6号平成29年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について、を議題とします。

初めに、教育部長から趣旨説明をしてもらい続いて関係課長に説明を求めます。

教 育 部 長

それでは、平成29年度当初予算の概要に基づき説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。見附市の一般会計の当初予算の全体像につきましては、「平成29年度当初予算の総括」に記載のとおり、186億7,000万円となり、昨年度比9億4,000万円、5.3%の増であり、当初予算としては過去最大の規模となっております。

増加の主な原因は、新年度の重点施策として取り組むごみ焼却施設更新事業に約25億円、青木浄水場更新事業に約3億円、産業団地への進出企業の対する企業設置奨励助成に約2億円であります。

2ページをご覧ください。

各会計別の内容が総括表として示されております。

1番上の一般会計では、今説明したとおり平成29年度当初予算186億7,000万円で、前年度の177億3,000万円に比べ、増減額にあるように9億4,000万円の増となっております。

また、その下の特別会計では4特別会計合計で、86億5,500万円、企業会計では4企業会計合計で113億5,800万円となり、市の総合計で386億8,300万円となっております。

3ページをご覧ください。

一般会計予算の歳入については、比較欄をご覧ください。昨年度に比べ増加している主なところは、1市税の見込みが増加し約6,700万円の増、先ほど説明した重点事業の実施に伴い13国庫支出金が約2億5,100万円、20市債が約11億3,600万円増加しております。

4ページをご覧ください。

歳出につきましても、比較欄をご覧ください。大きく増加しているのは、4衛生費で約27億円の増となっております。これは、ごみ焼却施設更新事業や青木浄水場更新事業への繰り出し金の増によるものであります。

なお、10教育費におきましては、前年度に比較し約4,200万円の減となっております。これは、報告で説明ありました学校給食センター改築事業が、国の平成28年度第2次補正予算で文科省の交付金に採択され、今年度の補正予算として前倒し計上したため、平成29年度の予算として計上しなくなったためであります。

6ページをご覧ください。

これまで一般会計予算の推移がグラフとなっております。平成26年度から

過去最大規模の予算が4年連続で更新している状況です。

つづいて重点施策の概要について担当課ごとに説明いたします。

まず、こども課から説明いたしますので、20ページをご覧ください。

4. 「人が育ち人が交流するまちづくり」の (1) 「子育て環境の充実に努めます」の①「仕事と子育てが両立できる環境を整備します」であります、公立保育園、私立保育園、幼稚園、認定こども園などの就学前児童の保育・教育のための経費や病気の回復期の子どもを預かる病後児保育事業、小学校児童の放課後健全育成のため、放課後児童クラブ事業に引き続き取り組んでいきます。

次に②「安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します」では、子育て支援センターなどの「子育て支援事業」、「子どもの医療費助成事業」、「子どもの感染症予防事業」を実施するとともに、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を展開するため、平成28年度に新規事業として実施した「見附版ネウボラ事業」に引き続き取り組むこととしております。

ネウボラ見附は今年度5月から実施し1月までで、「産前・産後サポート事業」では「ほっとカフェ」に延べ693組の親子が参加し交流を深め母親の不安解消につながっております。「産後ケア事業」では延べ74件の相談、「児童発達支援相談事業」では延べ164件の相談に応じ、ことばの教室や療育教室への支援につなげることができています。

、そのほか安心して妊娠出産できる環境のため妊婦健康診査料助成事業、妊産婦医療費助成事業、妊婦歯科健康診断事業、不育症医療費助成事業、不妊治療費助成事業を実施します。

また、平成28年度から新規で実施している赤ちゃんの駅施設整備事業について、民間施設での拡充を進めるため施設整備費の補助することとしておりま

す。今のところ申請はありません。こども課は以上です。

教育総務課長

「平成29年度当初予算所の概要」の21ページをご覧ください。今年度より新たに取り組んだ学校給食費補助制度、29年度は1,600万円の予算となっています。中学生以下のお子さんが3人以上いる家庭が対象です。今年度の実績ですが、2月現在で243名の児童・生徒に交付し、予定額は約1,300万円となっています。

23ページをお願いします。耳取遺跡保存活用事業、29年度予算1,885万7,000円ですが、今年度発掘調査と現地測量、保存活用計画に向けた市民ワークショップ等を実施しました。29年度も引き続き保存活用計画の策定と整備に必要な用地買収や測量等に係る費用を計上するものです。

次に、小中学校給食設備改修工事2,050万円ですが、給食センターの改築に伴い、現在、自校給食を実施している名木野小学校、南中学校、今町中学校もセンター調理方式となることから、給食センターから運ばれる給食の搬入口を整備するための費用を計上するものです。

以上でございます。

学校教育課長

学校教育課の平成29年度当初予算の概要は記載のとおりです。29年度は、「中学校部活動顧問派遣事業」「スマートウェルネススクール事業」の2つの新規事業を計画しております。

1つめの、「中学校部活動顧問派遣事業」についてご説明いたします。

部活動顧問は月20時間程度の指導により年間48万円程度の報酬と旅費を含めて200万円の予算をお願いしているところです。

2つめの、スマートウェルネススクール事業についてご説明いたします。

スマートウェルネススクール事業は今年度も、中学生Eボート対抗戦やフッ化物洗口の実施、健幸ウォーキング講座等の取組を進めているところですが、29年度は、今年度の取組に加えて「スマイルハンドブックの活用」により、子どもたちの日常の生活習慣の見直しと改善を図ることに重点を置いて取組を進めるものです。スマイルハンドブックの活用をカリキュラムに位置づけて、計画的に授業の中で教材として活用して実践をすることにより、生活習慣の改善を図れるようにするものです。

また、今年度新規事業として取組を進めました「中学校英語検定受検補助事業」の進捗状況について、ご説明いたします。

この「中学校英語検定受検補助事業」は、英語に対する学習意欲向上及び学力向上を目指して、全中学1年生の希望者を対象として英語検定受検のための受検料を全額補助するものです。

今年度の市内中学1年生の英検受検状況をご報告いたします。

市内4中学校の1年生352人中、今年度英検受検者数は171人で、受検率48.6%でした。これは、5級から準2級までの受検者数で、5級に限定すると受検者数149人、受検率42.3%となります。合格率については、まだ発表がありませんのでお知らせは出来ませんが、機会をみてお知らせしたいと思っています。

事業初年度ですので、この数値を、見附市中学生の英語学習に対する意欲の現状として受け止め、次年度以降、英語学習への意欲が向上するとともに検者数・受検率が増加するよう教育委員会として支援・指導に尽力したいと考えております。

(3)の地域の人材と資源を利用した教育の充実に努めます、①地域連携につとめます、という事でわくわく体験塾、スクールアカンタビリティ見附の開

催については今年度同様でございます。

(4) の快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します、①多様なニーズに対応した教育の支援の充実を図ります、ですが学校補助員、介護員の配置につきましては29名配置を配置する予定です。

就学援助については今年度同様でございます。

まちづくり課長

まちづくり課の平成29年度教育関係の主要事業予算について説明いたします。

(5) の「ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます」ですが①生涯学習を支援しますでは、公民館自主事業の費用として、講座開催のための謝金など529万2,000円を計上しております。

②「芸術・文化の充実に努めます」の、みつけ市民ギャラリー管理費3,707万9,000円は、市民ギャラリー管理運営委託料などの経費を計上するものであります。

アルカディア音楽祭補助事業の150万円は、25回目となる音楽祭開催事業への補助金であります。

「小中学生音楽鑑賞事業」の218万9,000円は、見附市の音楽プロデューサーをお願いしている船橋先生の企画による音楽鑑賞事業の経費であります。

アルカディア事業用楽器購入は、アルカディアの備品としてドラムセットなどを購入する予算100万円を計上しております。

24ページをお願いします。

③「スポーツや健康・体力づくりの活動を推進します」では、総合体育館屋根棟部改修のため、1,800万円を計上いたしました。

地域ジュニア競技育成事業の60万円ですが、ジュニア層の選手の育成強化のための経費であります。

総合型地域スポーツクラブ事業補助の70万円ですが、NPO法人見附市総合型地域スポーツクラブの運営費補助金であります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

齋 藤 委 員

部活動顧問派遣事業の200万円の根拠は为什么呢。

学校教育課長

月20時間程度指導して頂いて、年間48万円程度の報酬と生徒を引率して大会等に参加するための旅費を含め4人分で200万円という事です。

齋 藤 委 員

4人分を想定した予算という事ですね。

これから現場の声を聞いて調整したうえで、必要な人数を派遣するということですか。

学校教育課長

見込ということでお話は聞いておりますが、まだ決定ではありません。

人事異動が確定後、速やかに要望を聞いて進めたいと思います。

齋 藤 委 員

場合によっては6人、7人という要望が上がってくることもあるわけですね。

学校教育課長

予算的には4人分しか計上しておりませんので、その中でやり繰りしていきます。見込の話聞いた中では、今のところ、そこまでの人数の希望はでない

かと思っています。

齋藤委員

各校1名ずつという事ですね。

種目によってかなり変わってくると思いますが、顧問としての人材は見つかりそうですか。

学校教育課長

今のところの学校の希望からすると、何とかいきそうです。

齋藤委員

どのような種目の要望があるのですか。

学校教育課長

見附中学校はソフトテニス、南中学校は吹奏楽、今町中学校は野球、西中学校男子バスケか女子バレーというところです。

齋藤委員

この人材は市内だけでなく、市外からも求めるのですか。

学校教育課長

はい。

教育長

他にございませんか。

小倉委員

学校補助員、介助員の配置ですが、小中特別支援学校だけに配置するということですか。

学校教育課長

市内の小学校、中学校、特別支援学校合わせて29名という事です。

28年度より1名増で要望しております。

小倉委員

学校の要望はそれ以上にあるという事ですね。

学校教育課長

学校の要望ははるかに多いです。

齋藤委員

部活動顧問ですが、採用はあくまでも1年ですか。

学校教育課長

原則1年です。学校の要望を聞きながら次年度はすすめていきます。

齋藤委員

もう一つ、指導者としての評価をきちんと行ったうえで次年度進めていくが大事な事だと思います。子どもの問題が集中するところだと思いますので。

学校教育課長

その辺りは、市教委、学校、派遣された顧問を含めた会議等を定期的に行い、状況を確実に把握しながら、適切な指導をしていただけるように努めていきたいと考えています。

教育長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教育長

次に、議第7号平成28年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予

算の原案について、を一括して議題とします。関係課長に説明を求めます。

教 育 部 長

16ページをご覧ください。

「ひとり親家庭等医療給付事業」の補正予算については、105万8,000円の減額であります。

補正した理由でございますが、ひとり親家庭等医療助成の実績見込みにより医療費審査委託料5万8,000円と医療給付費100万円を減額補正するものであります。

17ページをご覧ください。

「放課後児童健全育成事業費」の補正予算については、144万4,000円の減額であります。

補正した理由でございますが、各小学校で実施しております放課後児童クラブの実績見込みにより事業委託料を減額補正するものであります。

18ページをご覧ください。

「児童発達支援相談事業」の補正予算については、36万円の増額であります。

補正の理由でございますが、ネウボラ見附で実施しております児童発達支援相談事業で、担当しているパート保育士の賃金が不足することから5万円を増額。

また、児童の発達の見立てを行ってもらう心理相談員による保護者との面談の増加に伴い、謝金31万円を増額補正するものです。

19ページをご覧ください。

「児童措置事業」の補正予算については、700万円の減額であります。

補正の理由でございますが、公立保育園に勤務するパート保育士等の賃金について、実績見込みにより700万円減額補正するものです。

20ページをご覧ください。

「私立保育所運営費」の補正予算については、528万4,000円の減額であります。

補正の理由は2つで、まず1つ目として、私立保育所の運営費につきましては、国が定める保育単価により積算しておりますが、人事院勧告に伴う保育単価の改定が4月分に遡り実施されることより委託料を983万2,000円増額します。

2つ目として、延長保育事業、未満児保育事業及び障害児保育事業補助金の実績見込みにより1,511万6,000円を減額し、合計で528万4,000円の減額補正をするものであります。

21ページをご覧ください。

「私立幼稚園・認定こども園運営事業」の補正予算については、582万6,000円の増額であります。

補正の理由は、私立幼稚園・認定こども園の運営費につきましても、私立保育園と同様に国が定める保育単価により積算しており、人事院勧告に伴う保育単価の改定が4月分に遡り実施されることより、施設型給付費負担金を582万6,000円増額するものです。

22ページをご覧ください。

「児童手当等交付事業費」の補正予算については、1,244万5,000円の減額であります。

補正の理由でございますが、児童手当の実績見込みにより減額補正するものです。

23ページをご覧ください。

「児童扶養手当等交付事業費」の補正予算については、270万円の減額であ

ります。

補正の理由でございますが、児童扶養手当の実績見込みにより減額補正するものです。

24ページをご覧ください。

「子どもの感染症予防事業費」の補正予算については、3,900万円の減額であります。

補正の理由でございますが、予防接種の実績見込みにより、ワクチン代1,900万円と予防接種委託料2,000万円を減額補正するものであります。

25ページをご覧ください。

「子どもの医療費助成事業費」の補正予算については、140万円の増額であります。

補正の理由でございますが、当初見込んでいた医療費助成額より実績見込み額が上回ることから、不足が見込まれる医療給付費140万円を増額補正するものです。

26ページをご覧ください。

「妊婦健康診査料助成事業」の補正予算については、900万円の減額であります。

補正の理由でございますが、妊娠届時に最大14回分交付する妊婦健康診査料助成事業につきましては、実績見込みにより900万円を減額補正するものであります。

教育総務課長

27ページをご覧ください。10款2項1目、小学校管理費700万円の減額は、小学校で使用する燃料費100万円、光熱水費600万円を実績見込みにより減額補正するものです。29ページをご覧ください。10款3項1目、

中学校管理費700万円の増額ですが、見附中学校の自動火災報知設備の改修や、西中学校の太陽光発電のPCシステムの入れ替えなど、緊急を要する修繕等に対応するため、施設修繕料700万円を増額するものです。30ページをご覧ください。10款7項3目、学校給食費500万円の減額ですが、今年度から実施した多子世帯への給食費全額補助制度ですが、実績により減額補正するものです。現在のところ、243名分、約1,300万円の補助金を交付予定です。31ページをご覧ください。10款7項5目、学校給食センター建設費19億2,906万2,000円の増額補正についてですが国の2次補正により、給食センター建設事業が平成28年度事業として国の交付金が決定したため、前倒しで実施することに伴い、今回の補正をお願いするものです。なお、補正予算に計上後、全額を翌年度に繰り越す予定でございます。32ページをご覧ください。繰越明許費の内訳の表をご覧ください。給食センター建設事業として、建築確認申請に係る12節役務費、13節工事監理委託料、15節工事請負費、18節調理器具等の備品の合計額、19億2,906万2,000円を29年度に繰越すものでございます。

財源内訳は、国の交付金が1億8,740万円、地方債が14億1,200万円、一般財源として3億2,966万2,000円を教育建設基金から繰り入れを予定していますが、現在、財政担当で財源の最終調整を行っているところですので、若干の金額の変動があります。

以上でございます。

学校教育課長

P28をご覧ください。

10款2項2目教育振興費76万5千円の補正をお願いするものです。

これは、特別支援教育就学奨励費の認定者数が、当初予算の見込み数45人

から15人増加し、合計60人の認定者数となる見込みのため、その不足分76万5千円を補正するものです。

教 育 長

まずはこども課の説明に対しまして、ご質疑はございませんか。

小 倉 委 員

予防接種の実績による減額でワクチン代がありますが、こどもにワクチンを接種させたいけれど、わからないで接種させているのではないかと思うのですが。例えば、ワクチン接種の時期などを認知できてない親がいるのではないのでしょうか。今は申請があった分を補助しているのですか。

教 育 部 長

任意的な接種、たとえばインフルエンザなどは申請して頂ければ助成します。

今回おもに減額していますのは、国の定期接種と位置づけられている予防接種です。

市としては接種して頂きたいという事で、当初予算では接種目標を高めを設定し予算を十分に確保しておきます。

お子さんが生まれ手続きにこられますと、定期接種の接種券が1冊になった予防接種手帳を分かるように説明してお渡ししています。また、接種されていない場合は、ハガキでお知らせしたりしていますが、それでも全員が受けるという訳にはいかず、年度末の実績で減額するという事になります。

接種率はその予防接種によって異なり、B型肝炎だと9割ほどの接種率でした。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に教育総務課の説明の対し、ご質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第8号教職員(管理職)人事の内申について、を議題とします。

この議案につきましては、年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、議事録の調整につき、対応をお願いします。

なお、これより、お手元に配布します議案書につきましては、審査終了後に回収させていただき、内示後に改めて配布させていただきますので、了承をお願い致します。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

■ここから非公開審議■

教育長より、議第8号「教職員（管理職）人事の内申について」、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、内申することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり内申することに決定いたしました。

■ここまで非公開審議■

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第8号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

15時42分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 若司

議事録署名委員

齋藤 義章